「松江市新商品による新事業分野開拓事業者認定制度」の概要について

制度の概要

○認定の対象となる新商品の申請を随時受け付けております。

松江市では、市内企業等による地域資源や独自技術を活かした優れた商品開発や販路開発を 積極的に支援するため、地方自治法施行令に基づき、平成26年4月に、新商品の生産により 新たな事業分野の開拓を実施しようとする企業等を認定する「**松江市新商品による新事業分** 野開拓事業者認定制度」を創設しています。

認定のメリット

認定されると・・・

- ★市が、当該新商品を購入する場合、通常の競争入札制度の例外として、随意契約する対象となります。
- ★当該新商品が、市のホームページ等で公表されます。
- ※ただし、認定が新商品の購入を担保するものではありません。

◆対象となる方(いずれにも該当する必要があります。)

- ① 市内に事業所を有する者
- ② 市内において新商品を生産する者
- ③ 市税を滞納していない者

◆対象となる新製品(いずれにも該当する必要があります。)

- ① 市の機関において使途が見込まれる新商品
- ② 販売を開始してから5年以内の新商品 ※ただし、工事、役務は対象となりません。

◆新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下、実施計画)について

「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者」が作成する計画をいい、 本制度の認定を受けるためには同計画を作成し、市に認定申請する必要があります。

◆認定期間

認定の日から起算して3年間

◆認定基準(いずれにも適合する必要があります)

- ①新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の 範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の 商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるこ と。→新規性、先進性、独自性が認められること
- ②新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の 増進に寄与するものと認められること。→**社会的有用性が認められること**
- ③新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及び調達方法が適切なものであること。
- ④実施計画が公序良俗に反しないこと。
- ⑤実施計画が関係法令に反しないこと。

▶認定フロー ①認定申請 ②審査依頼 松江市新事業分野開拓事業者 認定・公表 新 まつえ産業 ④認定通知 商 ③審査会意見 支援センター 品 ⑤発注 市 生 認定事業者の周知 関 産 認定審査会 ⑥納入 ⑧評価意見 係 者 部 ⑦検証結果の報告 局 ⑨審査会意見 取消 ⑩認定取り消し通知 (市の購入に不適当な商品)

◆申請方法

申請期間等

申請は随時受け付けることとしています。

なお、申請にあたっては、要件等についてあらかじめ下記にお問い合わせ下さい。

申請先・問い合わせ先

松江市産業経済部まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

TEL: 0852-60-7101 FAX: 0852-25-0300

Email: misc@city.matsue.lg.jp

提出書類

- ・申請書 ・新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書 ・定款及び登記簿謄本(法人に限る)
- ・直近2期分の決算書 ・新商品に関するパンフレットまたは写真等
- ・市税に滞納がないことが分かる証明書